様式第3号(第7条関係)

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　　　印

延滞金減免取消決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で決定した延滞金の減免について、当該措置を取り消します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住所(居所) | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 取消金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消理由 | 　 |
| 備 考 | 　 |

　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三股町長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、三股町を被告として(訴訟においては、三股町を代表する者は、三股町長となります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。